

アメリカ金融危機から端を発し、日本にも自動車産業を中心に急激な生産調整の影響が出ています。労務協会において、影響を受けた会員企業にて大量解雇があり、離職票発行などの離職者の対応を優先させていただいたため、「労務協会のお知らせ」の発行が遅れました。ここにお詫び申し上げます。

労務協会からのお知らせ

平成21年1月より出産育児一時金の支給額が変わります

「産科医療補償制度」は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析・再発防止の機能とを併せ持つ制度として創設されました。

平成21年1月から産科医療制度に加入する医療機関で分娩したときは、産科医療補償制度にかかる費用が上乘せされ、**出産育児一時金が従来の35万円から38万円**となります。

産科医療制度に加入する医療機関は、下記のwebページで検索できます。

<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/search/index.php>

静岡市では、現在20カ所の医療機関が加入しています。

なお、緊急的な少子化対策として平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金を増額し、42万円に引き上げる予定があります。

労働基準法の一部改正法が成立

今回の改正は、長時間労働の抑制が主な目的です。主な改正点は以下の3点です。

1. 1ヶ月に60時間超の時間外労働につき、法定割増賃金率が、現行の25%から50%に引き上げられます。

これに関し、労使協定を締結すれば、1ヶ月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法により引き上げ分（25%から50%に引き上げた差の25%分）の割増賃金の支払いに代えて、有給休暇を付与することが出来ます。

（例）時間外労働を月76時間行った場合

60時間超の時間外労働時間・・・16時間

16時間×(50%-25%)=4時間分の有給休暇を付与

（従来通り、76時間×1.25の賃金の支払いは必要です。）

2. いわゆる特別条項付36協定を結び、1ヶ月45時間超の時間外労働を行う場合、25%超の割増賃金率を定めることなどが努力義務となります

3. 年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

現在、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

詳細は、厚生労働省のwebページにパンフレットが公開されています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/d1/tp1216-1e.pdf>

施行日：平成22年4月。ただし、1. について中小企業は平成25年以降となります。

（編集後記）あれほど好調で史上最高益を更新していたトヨタを筆頭とする自動車産業が、秋に起きたアメリカ金融危機で一気に不況業種へ。事業のグローバル化で環境の変化が激しくなったと言われていますが、これほど激しいとは・・・これからの経営はますます「スピード」重視ですね。（一ノ宮 俊人）